1.計画名

高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

高齢者の保健・福祉施策及び介護保険サービス等について、総合的かつ計画的に推進するための計画です。
根拠法令：老人福祉法第 20 条の8、介護保険法第 117 条

2.計画期間　【本編 P7】

（令和 9 年度から令和 11 年度までの3年間）

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
（現行計画） 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画 第 10 期介護保険事業計画		

3.課題認識と方向性　【本編 P37~52】

1 孤立しやすい独居高齢者、高齢者世帯の増加 ⇒ 身近な地域でつながりを持ち続けられる環境
2 認知症高齢者数の増加と、共生に向けた理解促進・支援の必要性 ⇒ 認知症になっても自分らしく暮らせる地域
3 在宅サービスへのニーズの高まり ⇒ 在宅介護サービスの充実と安定的な提供
4 介護者の負担の増大 ⇒ 介護者の状況に応じた多様な介護サービスの提供
5 生活支援サービス（介護保険外サービスを含む）の担い手の不足 ⇒ 多様な主体が参加し支え合う地域づくり
6 介護人材の不足 ⇒ 介護人材の確保と働き続けられる環境
7 介護給付費（社会保障費）の増大 ⇒ 介護保険制度の持続可能性の確保

これらを踏まえた中で
☆地域のつながりの拡大 ☆多様な介護・生活支援の充実
☆担い手の確保 ☆制度の持続可能性 に向けて・・・

【基本理念】

多彩で豊かな支え合いを育み みんなで進むまち

4.目標　【本編 P15・56・154】

基本目標1
自分に合った生活場所と介護サービスの充実
(主な目標値)
高齢者向け住いの供給量 2.9%⇒3.4%

基本目標2
だれもが安心して暮らし続けるための相談支援と生活支援の充実
(主な目標値)
成年後見制度勉強会 4回⇒5回

基本目標3
いつまでも元気に暮らすための自立支援・介護予防
(主な目標値)
介護予防教室終了後の通いの場参加率
86.9%⇒90.0%

基本目標4
地域で支え合う仕組みの拡大
(主な目標値)
うたと音楽を活用した事業・イベント（NEW）⇒10 回

5.施策の体系　【本編 P56】

基本目標	基本施策
【基本目標1】 自分に合った生活場所と介護サービスの充実	1-1 介護サービスの提供体制の整備
	1-2 高齢者の住まいの確保
	1-3 介護サービスの質の確保
	1-4 介護給付の適正化
	1-5 介護人材の確保・定着及び業務効率化に向けた対策
	1-6 災害や感染症等への対策に係る支援体制
【基本目標2】 だれもが安心して暮らし続けるための相談支援と生活支援の充実	2-1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営
	2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動事業）
	2-3 医療と介護の連携体制の構築
	2-4 高齢者の見守り
	2-5 高齢者の権利擁護
	2-6 高齢者が利用できる福祉サービス
【基本目標3】 いつまでも元気に暮らすための自立支援・介護予防	3-1 成人期から取り組む健康づくり
	3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）
【基本目標4】 地域で支え合う仕組みの拡大	4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大
	4-2 高齢者の社会参加の促進

6.認知症施策推進計画　【本編 P148～173】

※ 第3編に位置付け、本人・家族等の参画のもと一体的に推進します。

基本目標
認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち

目指す在り方
1 新しい認知症観の理解と権利擁護
2 早期発見・早期対応を支える体制
3 認知症の人にやさしいまちづくり

7.主な見直し・新規の取組

① **中長期的な視点による介護サービス提供体制の確保**
既存の基盤を活用し、将来の人口・介護ニーズを踏まえた必要なサービス量を把握します。【P59～62】
② **終活に関する情報提供・支援**
「習志野市個人情報登録事業」を実施し、本人の意思の尊重と緊急時や死後の手続の円滑化を図ります。【P93】
③ **多様な手法、多様な主体による新たな支え合いの仕組みづくり**
民間事業者や地域団体との連携、音楽文化等の地域資源の活用を通じ、新たな取組の創出を目指します。【P135】